

令和3年 第1回定例会  
産業厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和3年第1回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和3年3月8日  
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員 長	中村 美穂	副委員 長	竹中 悟
委員	松林 敏	委員	安部 都
委員	岩永 政則	委員	堤 理志
委員	吉岡 清彦		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 富永 正彦

説明のため出席した者

健康保険部長	志田 純子		
(健康保険課)			
課 長	小川 貴弘	係 長	松田 祐貴
(介護保険課)			
課 長	細田 愛二	参 事	中村 宰子
係 長	西村 淳	係 長	浦川 真
主任保健師	濱崎 美雪		

本日の委員会に付した案件

- 議案第9号 長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 長与町介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

開 会 9時31分  
閉 会 11時36分

**○委員長（中村美穂委員）**

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会いたします。本委員会の日程につきましては、先週の段階で皆様にお諮りしましたとおり、今お手元に日程計画表があると思うんですが、審議の状況によりましては前倒しで進めていくこともあるかと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

令和3年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第9号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

志田部長。

**○健康保険部長（志田純子君）**

皆様おはようございます。議案第9号につきまして提案理由を申し上げますので、御審議のほどよろしく願いいたします。それでは早速、健康保険課長より説明をしますので、よろしく願いします。

**○委員長（中村美穂委員）**

小川課長。

**○健康保険課長（小川貴弘君）**

皆様おはようございます。早速ですが、議案第9号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。本議案につきましては、後期高齢者医療保険料の延滞金の端数調整に関し、高齢者の医療の確保に関する法律第112条の地方税法の準用に基づき、地方税法第20条の4の2を準用しておりましたが、直接的な準用規定でないことから、条文において具体的な延滞金の端数調整について明記するものでございます。第6条第1項の改正につきましては、納付金額が2,000円以上であるときに限り延滞金を算定することとし、延滞金額の100円未満の端数を。また、当該延滞金の全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てるよう定めるものでございます。なお、延滞金の計算方法につきましては、従前と変更はございません。また、附則第1項につきましては、本条例の施行日を公布の日からとしております。

以上が提案の内容でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○委員長（中村美穂委員）**

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

端数切り捨てをするということは理解するのですが、これを実施するとき、ある日から区切ってするわけだと思うんですが、1日を境に、この人は端数を貰い、この人は端数を切るということで、トラブルはないかもしれないけれども、何らかの周知期間な

りを設けないと。延滞金だから、そう大っぴらになるものではないかもしれないんですけれども、その辺りを懸念しないものかどうか、いかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

延滞金の取り扱いにつきましては従前と変わりなく、地方税法に基づいて既に行っておりました。今回、地方税法に準拠して処理をしていた部分を条例の中に、おもてに出すということでございますので、周知等につきましては行う予定はございません。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

これまでどおりの切り捨てだと思えますけれども、ただ、ちょっと表現が難しく、1,000円未満ならもう全額切り捨てで、1,000円超えたら100円以下だけ切り捨てということでもいいんですか。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

延滞金を計算するかどうかの基礎の部分は、まず1回の納付金額が2,000円未満は、そもそも延滞金の計算を行わず、2,000円を超えた場合、委員御指摘のとおり  
の端数調整を行わせていただきます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第10号長与町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

細田課長。

#### ○介護保険課長（細田愛二君）

それでは、議案第10号長与町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明させていただきます。先程お配りいたしました新旧対照表も併せて御参照いただきたいと思います。まず、介護保険事業につきましては、介護保険法の規定によりまして3年に1期となる事業計画により運営をしております。令和2年度は第7期計画の最終年度となっております。令和3年度から5年度までの3か年の事業計画を策定するに当たりまして、サービス見込み量等を推計し、長与町介護保険運営協議会において御審議をいただき、長与町老人福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定いたしました。本議案は、この計画に基づき、介護保険料の改定等につきまして提案をしますのでございます。それでは内容に入ります。第14条第1項につきましては、適用期間を令和3年度から令和5年度までとし、第1号から第9号までに掲げる第1号被保険者の保険料を第8期計画で定めました額にそれぞれ改定するものでございます。第2項につきましては適用期間の変更。第3項と第4項につきましては、第1項第7号と第8号の所得段階を区分する合計所得金額の上限額をそれぞれ210万円と320万円とし、その期間を令和3年度から令和5年度までとするものでございます。また、第5項から第7項までにつきましては、保険料の改定に伴いまして、第1項第1号から第3号までの低所得者保険料軽減に係る保険料についても改定を行うものでございます。第22条につきましては、保険料額が2,000円以上のものに延滞金を加算することとし、延滞金の額が1,000円未満のときはその全額を切り捨て、1,000円以上となったときは100円未満の端数を切り捨てることとするものでございます。なお、附則につきましては、第1項におきまして本条例の施行期日を令和3年4月1日とし、第22条については公布の日からとしております。また、適用区分といたしまして、第2項では、第14条については令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の保険料につきましては、なお従前の例によることといたしております。

以上が提案の内容でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

松林委員。

#### ○委員（松林敏委員）

保険料基準額が5,400円から5,300円に下がったというところが、この辺の数字の変更だと思うんですけども、100円下がるっていうのは、健康な人が増えたとい

うことでよろしいのでしょうか、認識として。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

今回、保険料、第7期から第8期にかけまして、月額で5,400円から5,300円、100円減額をする予定にしているんですけども、減額に至った経緯でございますが、第1号被保険者、65歳以上の高齢者の方、この方々の人口は推計上でも今後増えていくことと見込まれております。ただ、それに伴いまして要介護認定者、要支援1、2とか、要介護1、2、3、4、5とありますけど、その認定者の数も、若干ですけども増えていくようには推計をされているんですけども、そのまま計算をさせていただいたら5,489円になります。単純に言いますと、保険料をそのまま計算すると若干上がるような形にはなるんですけども、一つは介護保険運営協議会からの答申の中で、保険料上昇の抑制という答申が含まれております、それが一つ。それと、健康保険課の方とか、介護保険課の方でもやっていますが、健康づくりであったり、介護予防のそういった事業の成果が一定、現れてきて、認定者自体はほぼ横ばい状態となっておりますので、町民の皆様頑張らせていただいているということで、基金を活用した上で5,300円で、今回は100円の引き下げという経緯になっております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

保険料基準額が5,300円というところで、これは県下で2番目ぐらいに低いんですか。そして、その基金を取り入れたということで、「基金が枯渇する」ということで以前もずっとと言われていたことが、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

まず、保険料額の県内での状況ですけども、第7期の保険料については県内で2番目に低い保険料でした。今度の第8期が果たしてどうかですけど、まだ、県内の基準額が出ておりませんので、県内でどういう状況かというのはまだ分からない状況です。それと、基金が枯渇する心配はないのかという御質問ですけど、これについては、介護認定者が第6期、第7期において、見込みに対してそう実績が上がらず認定者が増えなかったものですから、そういったことで一定の余剰金が出ており、基金の方にそのまま積み立てをさせていただいております。今回、その基金を崩して、それを保険料の方に充てさせてもらうということですので、特に心配する必要はありません。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

**○委員（安部都委員）**

要支援、要介護の認定ですが、65歳以上の人口は結構アップしてきているけれども、今現在、認定状況は横ばいか、下がっていると思うんですけども、認定数を上げると国からのペナルティーは何かあるんですか。

**○委員長（中村美穂委員）**

細田課長。

**○介護保険課長（細田愛二君）**

認定者が増えたとか、認定率が増えたということでの国からのペナルティーは特にありません。

**○委員長（中村美穂委員）**

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号長与町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第11号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細田課長。

**○介護保険課長（細田愛二君）**

それでは議案第11号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明させていただきます。こちらも新旧対照表の方を併せて御参照いただきたいと思います。本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。今回の改正の内容としましては、居宅介護支援事業所における虐待防止、感染予防及び業務負担軽減に関するものが主な内容となっております。内容に入っております。第4条の基本方針におきまして、第5項に高齢者虐待防止に関する措置を講じる旨の条文を追加、第6項に情報収集活用による適切な介護支援の提供についての条文を追加するものでございます。また、第6条第2



項では、事業所の管理者であります主任介護支援専門員の配置に関すること。第7条第2項では、質の高いケアマネジメントの推進といたしまして、ケアプランに関する説明についての改正を行うものでございます。第22条におきましては、ハラスメント対策の強化に関する条文の追加、また、第22条の2を新たに追加いたしまして、感染症や非常災害の発生時においても継続的に事業を実施するための計画の策定、必要な研修及び訓練の実施などについて定め、第24条の2につきましても新たに追加をいたしまして、感染症の予防及びまん延防止のための措置について規定をするものでございます。第25条におきましては運営規程等の掲示に係る見直し、第29条におきましては苦情処理に関する事項について条文を追加いたしております。また、高齢者虐待防止のための措置につきましても、新たに第30条の2を追加いたしまして、虐待の発生及び防止に関して規定をするものでございます。第34条につきましても新たに追加をするもので、事業者の業務負担軽減を図るため、記録の保存等に関して規定をするものでございます。なお、附則につきましても、第1項におきまして本条例の施行期日を令和3年4月1日とし、第2項、第3項及び第4項につきましても、それぞれの経過措置について、令和6年3月31日までとすることといたしております。

以上が提案の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（中村美穂委員）**

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

安部委員。

**○委員（安部都委員）**

昨今、居宅介護事業所では高齢者に対する虐待とか、よく耳にするわけですがけれども、本町におきまして、そのような事例があったのかどうか、その辺りはいかがでしょうか。

**○委員長（中村美穂委員）**

細田課長。

**○介護保険課長（細田愛二君）**

居宅支援介護事業所における高齢者虐待は、本町では通報等もあっておりません。

**○委員長（中村美穂委員）**

安部委員。

**○委員（安部都委員）**

このコロナ禍で一番クラスターが発生している所は、こういった介護施設なんですけれども、高齢者がなかなか家族と会えないということで、高齢者の鬱とか、非常に精神的に病んでいるというようなところもあるんですが、この新たな改正法によりますと、テレビ電話の装置とか、情報機器を活用して行うことができるということですが、その機器とかは施設で貸与するんですか、それとも個人的にそれぞれ持っている人だけが利用できるというような形になるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

まず、今回の条例改正の対象となっている事業所の説明をさせていただきますけども、この条例の対象となっている事業所は、いわゆるケアマネの事業所になりまして、通所とか、訪問といったサービスをする事業所を対象とした条例ではございません。ケアマネが入っている事業所ということになりますので、ケアプラン等を作成する事業所という形になります。ですので先程の虐待も、そこでは起きてないという答弁をさせていただいたんですけど、ここが利用者、もしくは家族とテレビ電話等の機器を活用する場合については、事業所側については助成制度などがございます。あと利用者、家族については、それぞれで準備をしていただくというような形になります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

6条の主任介護支援専門員でなければならないというのが、そうでなくても大丈夫みたいな変更になっていると思うんですけども、ここら辺を詳しく教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

基本的に居宅介護支援事業所というのは、主任介護支援専門員が管理者になるという形で盛り込まれていたんですけども、主任介護支援専門員が突然不在になった場合に、主任介護支援専門員でなくて、介護支援専門員を管理者として置くことができるという、不測の事態に対応するような形で今回追加をされているものです。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

ちょっと補足をさせていただきますけど、介護支援専門員という方が、いわゆるケアマネと呼ばれる方です。主任介護支援専門員というのは、それに主任が付く主任ケアマネという方、主任の資格を持っていらっしゃる方が管理者ということで指定をされます。ただ、主任ケアマネに事故等があつて管理者が不在となる場合であっても、一時的に介護支援専門員がいれば、その代わりができますよという内容になります。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

主任じゃなくても大丈夫な状態になるというのは、サービスの低下に繋がるようなイ

メージだったんだけど、そういうことではないということで、よろしいでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

今回、改定となった部分ですけれども、災害が今、頻繁に起き、甚大化しているとか、コロナのような感染症が発生している状況がございますので、そういったことが勘案されて、そういった状況で、どうしても不在になるという期間が出てくる場合が今後想定されてくるということで、この改定がされたものと認識をしておりますので、不在の場合でも介護支援専門員が代わりをすることができる。サービスの低下につきましては、これは一時的なものになりますので、そこまで低下に繋がるとは考えておりません。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の同僚委員の質問と関連するんですけれども、この条文だけ読むと、主任介護支援専門員が確保が困難なときは通常のケアマネでもいいですよとしか書いてないんです。今の御説明ですと、できれば主任ケアマネがいるのが望ましいんですが、結局、この一般的なケアマネで、これが常態化してしまうというか、それで駄目とは思わないんですけれども、そのあと、人の確保ができれば主任ケアマネを置いた方が良いついていう、何かうまく言えないんですけれど、そういったものを担保する条項とかないんですか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

第6条第2項にこの規定を追加しているんですけど、その前の第6条で指定居宅介護支援事業者は常勤の管理者を置かなければならないと規定をされています。その管理者は、介護保険法の施行規則で主任介護支援専門員でなければならないという規定がございます。それに今回、この条文が第2項に追加をされたものになりますので、基本的には主任介護支援専門員を置かないといけない。それで先程言いました事故等があった場合に、一時的に管理者を介護支援専門員としても構いませんよという内容になります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

第24条の2の(2)「当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること」なんですけど、今、うちもそうなんですけど、高齢者の家族が県外とか、いろんな所に例えば行った場合、帰って来て、高齢者は居宅施設に2週間は行くことができない。それが、事業所によってはそれぞれバラバラなんで

すね。もう「いいよ」と言ったり、「駄目よ、2週間来ないで」って言ったりするんですが、まん延防止のための指針を整備するということは、そういった項目も居宅介護の方に、ケアマネジャーとかに指針を示しなさいよということで、よろしいんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

志田部長。

○健康保険部長（志田純子君）

施設によって県外から来た場合、「2週間来ないでください」と言う所もあれば、「1週間でもいいです」と言う所があるとの話ですけども、そのことを均一に決めますという条文ではないということです。補足を細田の方からします。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

先程も申し上げたんですが、この条例がいわゆるケアマネジャーの事業所でございます。利用者がこの事業所に来るとか、通所で来るとか、そういったサービスでは、この条例はございません。ケアマネジャーの事業所の規定をするものでございます。ただ、ケアマネジャーは、もちろん高齢者の方であったり、家族の方とやり取りをして、家に行ったりとか、訪問したりとかはあるかと思えます。これは、コロナに関してはその期間はこのような代替措置で、このようなことをしてもいいよという一時的な運用が国の方から来ております。この条例とか、法でずっとこうしなさいというものではないので、それは別個として考えていただきたいと思うんですけども。この指針は、あくまでも感染症に対する防止対策であったり、まん延防止について、施設としてどう取り組んでいくかという指針を作りなさいというような規定になります。それで2週間、例えば県外に行かれた方、家族とか本人でもそうです。そういった方とは接しないとか、テレビ電話しなさいという規定ではございませんので、それは、また一時的な運用になるかと思えます。基本的には対面でしなさい。ただ、コロナの期間はということで別に運用があって、テレビ電話等でもいいですよということですけど、今後いろんなことが考えられるので、事務の軽減を図る上でテレビ電話とかが今回盛り込まれているんですけど。それと感染症まん延防止とかの指針については、今後こういったことが起きた場合のために対応マニュアルとか、指針を作ってくださいという規定になります。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

例えばケアマネジャー、指定居宅介護事業所のケアマネジャーとかがコロナに感染したりしているわけですよ。ケアマネジャーがいる施設のまん延防止のための指針で、介護事業に関わる人達が感染した場合には「こう、こう」というような規定を決めていくというような形ですか。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員、高齢者施設の話ではなくて、あくまでもケアマネジャーの施設ということは御理解いただいているんですね。繰り返しになるかと思いますが、答弁をできれば。

志田部長。

○健康保険部長（志田純子君）

まず感染症の方から話をさせていただきたいと思います。コロナにケアマネジャーが感染した場合、陽性となったら保健所の方から入院かホテル療養の指示があり、最低10日は休みになると思います。その後10日過ぎて、症状次第で延びるかどうかなどというところだと思うんですね。それと、例えば濃厚接触者とかになったら2週間自宅待機ということになりますので、その話と今回の条例の部分というのは繋がる場所もありますけども、そこを切り離して考えていただければ、ものすごく分かりやすい部分もあると思うので。また細田の方から補足をしたいと思いますので、感染症の個人に対する取り扱いと、この居宅施設での取り扱いというところがあるのかなと思っています。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

この条文が感染症予防とまん延防止ということになっております。その指針について定めなさい、整備しなさいという内容になっておりますので、出た場合にこうしなさいという、そこまで載せる場合もあるかもしれないんですが、感染症にはいろんな種類があるかと思えます。それぞれで対応が変わってくると思うんですけど、それは厚労省から手引きとかマニュアルが出ており、コロナに限らず感染症については予防を講じなさいよ、防止対策としてこういったことをしなさいよと。どっちかという、発生した場合にこうしなさいっていうものではなくて、予防と防止について努めましょうという、例えば手洗いを励行しましょうとか、うがいをしましょうとか、手袋着用をこういった場合にしましょうとか、消毒をしましょうとか、そういった内容になると思います。発生した場合は、先程部長が言いましたけど、保健所の指導が入ってきますので、それぞれ事業所ごとで定められるものではないので、ここについては事業所では予防に努めるような指針を整備しましょうという内容ということで御理解いただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

ちょっと確認なんですけども、この居宅介護支援事業所というのが長与町に何箇所、どういふものか説明いただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

まず居宅介護支援事業所ですけど、町内に11事業所ございます。業務の内容としましては、ケアマネジャーというのがおまして、要介護の認定を受けた高齢者の方々のケアプランの作成。この方には、例えばデイサービス週1回とか、ショートステイを月1回利用しましょうとか、デイケアでリハビリに行って筋力の持続をしましょうといったプランを立てる方々がいらっしゃる事業所になります。そういった業務と、それを継続していく中でのケアマネジメント業務、この2つを主にしていく事業所でございます。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

改正の趣旨が人権問題と虐待防止、感染症対策、この3本柱で今回の改正がなされておるようなんですけども、第4条を単純に見ますと、利用者の人権擁護と虐待防止等のために整備をするということであると、その事業所の中で、「それじゃ人権侵害がどの程度あっているの」とか、「虐待がどの程度あっているのか」ということを感じるわけなんです。特に感染症、コロナの面も考えますと、どここの施設が幾ら出たとか、どういう状況であるとかっていうのは、我々議会議員としては公式上は全く不明です。だから新聞にも全く載らない、町の情報も出ない、言わない。それこそ人権の関係か知りませんが、あんまり言わないということで、それが実態なんです。したがって、こういう今回の改正が出てまいりますと、どういう状況なのかなということをお尋ねする機会でもあるかなということで、冒頭に「虐待はありませんか」という質問が出てくるわけなんです。人権問題はまだ出ておりませんが、併せて聞きますが人権問題についても全く無いということなんですか。あるいは、感染症も全く無いということなんですか。この居宅の事業所11か所ではどうなんですかということをお尋ねします。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

居宅介護支援事業所といたしましては、人権に関する問題の通報もあっておりませんし、感染症に関する通報もあっておりません。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

この事業所というのは先程言われたようにケアプランとか何とか作成する、駐車場の先の三角地帯に三菱関係のありましたけども、あれもそうなんですか。ああいうのを俗に事業所と称しておるのか。大体1事業所に何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

先程、委員が御指摘された所は、この居宅介護支援事業所になります。介護支援専門員は、11事業所で合計何人かという数字は今、持ってないんですけども、大体1事業所当たり1名から5名程度いらっしゃるようでございます。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

規模的には非常に少ない中で、この条例改正が、それぞれの実態に問題点があって、改正をして、条例上位置付けを明確にしておかないといけないよねという、そういう背景があると思うんですね。したがって人権にしましても、虐待にしましても、あるいは感染防止にしても、事業所がこういうことを取り組むのが必要だということから、今回の改正になっただろうと、何もなければ改正する必要ないわけですよ。だから、そういう背景になるべきものというのは、どういう情報の中でこの改正を提案されてきているのか、その辺りの説明をいただくと「何も分からないんですけども、国が言われたからこうただけの話ですよ」ということでは、条例改正は通らんだらうと思うんです。だから冒頭に言われた、国の基準の一部が改正されたということで所要の改正を行うというのが建前の説明なんです、前提となるそういう実態が、それでは長与の場合どうなっているのかということを含めて、国の改正に伴って長与も同じように改正が必要だからしたんですよという、そういう背景を説明いただきたいと思うんですが、ただ、長与の場合は何もないんですよと、人権もない、虐待もない、感染もない、そういう規定も必要ないと、逆に言えば。しかし、今後出てくるかもしれない、そういうこと等を含めて詳しく説明いただかないと理解ができないんじゃないでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

委員御提案のとおり、先程も答弁させていただいたんですが、人権に関する問題であったりとか、感染症が出たとか、虐待について、件数はこの事業所については上がっていない状況です。ただ、国の方での省令の改正、基準の改正があって、今後、発生をしないために指針や体制の整備であったり、研修や訓練の実施っていうのが今回謳われたものと認識をしておりますので、今後、発生をさせないために、町としましても今回の条例については改正をするべきだということで判断をさせていただいて、改正をするものでございますので御理解をいただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

10時45分まで休憩いたします。

(休憩 10:34~10:45)

#### ○委員長(中村美穂委員)

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第12号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細田課長。

#### ○介護保険課長(細田愛二君)

それでは、議案第12号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明させていただきます。こちらにも新旧対照表を併せて御参照いただきたいと思います。本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をするものでございます。今回の改正内容としましては、介護予防支援事業所における虐待防止、感染症予防、業務負担軽減に関するものが主な内容となっております。なお、本事業所におきましても人権問題、感染者の発生、虐待等の発生はしてはおりませんが、今後の対応を踏まえまして、国の基準に準じて町の条例の方も改正をするものとしております。内容に入らせていただきます。まず、第3条の基本方針におきまして、第5項に高齢者虐待防止に関する措置を講じる旨の条文を追加、第6項に情報収集活用による適切な介護支援の提供について、第20条では運営規程に関する条文の追加を行うものでございます。第21条におきましてはハラスメント対策の強化に関する条文の追加、また、第21条の2を新たに追加いたしまして、感染症や非常災害の発生時においても継続的に事業を実施するための計画の策定、必要な研修及び訓練の実施などについて定め、第23条の2につきましても新たに追加いたしまして、感染症の予防及びまん延防止のための措置について規定をするものでございます。第24条におきましては運営規程等の掲示に係る見直し、また、高齢者虐待防止のための措置について、新たに



第29条の2を追加いたしまして虐待の発生及び防止に関して規定をするものでございます。第33条につきましては、第9号においてテレビ電話装置等を活用した会議を可能とする内容を追加し、具体的取り扱い方針に関して第12号及び第28号を追加、さらに省令に合わせて条の構成を変更いたしております。また、新たに第36条を追加いたしまして、事業者の業務負担軽減を図るため記録の保存等に関して規定をするものでございます。なお、附則につきましては、第1項において本条例の施行期日を令和3年4月1日とし、第2項、第3項及び第4項におきましては、それぞれの経過措置について令和6年3月31日までとすることといたしております。

以上が提案の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（中村美穂委員）**

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

第3条第5項に「指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、云々」とありますけれども、ちなみにこの「虐待」と言われるものとは、どういったものを想定するのか、ここをお聞かせいただきたいと思います。

**○委員長（中村美穂委員）**

細田課長。

**○介護保険課長（細田愛二君）**

まず、この条例で示す事業所の、という内容になりますけれども、これは本町で言うところ地域包括支援センターになります。そこで想定される虐待と申しますと、例えば暴言、暴力とか、そういった身体的虐待、精神的虐待、それと性的虐待、金銭的虐待など、一般的に言われる虐待の内容ということで認識しております。

**○委員長（中村美穂委員）**

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

**○委員（岩永政則委員）**

ちょっと的外れかもしれませんが、今回の条例の中で、今、言われたように地域包括支援センターのことなんですよ、ということなんです。それはそれとして、福祉全般からいけば福祉施設辺りがありますよね。そういう所の人権とか、虐待とか、そういうものはどこで規定をしておるんですか。質問が違うんじゃないと言われればそうかもしれませんが、同じような福祉施設で、本当の意味で人をいっぱい収容しているのは、そういう施設なんです。そういう収容している人達に対して人権を尊重してあげましょう、虐待は駄目ですよというような規制というのは、逆にどこでしているんでしょうか。

**○委員長（中村美穂委員）**

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

今回、条例改正を上げさせていただいた分につきましては、基本的に町が指定をする施設ということになっておりまして、ほかの福祉施設等についてはもちろん国の基準があつて、定数とかについて県が指定する施設があります。なので、そこは県の基準、もしくは国の基準でということになりますので、そこで規定をされていることになります。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

ついでですから、例えば、株式会社で経営をしている所、福祉法人でしている所、長与町長が認可を出して29人以下の特養ホームもありますよね。そういう県が及ばない所っていうか、そういう町長が認可したもので焦点絞りますと、その場合は誰が、県には及ばないと思いますけども、それはどうなんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

町が指定するもので、定員が29名以下の、例えば特養とか、そういったものについては町の指定になるんですけれども、次の議案の内容になってくるかと思ひます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第13号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と、議案第14号長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、提案理由の説明を一括して行っていただき、審議を一つずつさせていただきたいと思っております。

それでは提案理由の説明を求めます。

細田課長。

#### ○介護保険課長（細田愛二君）

それでは、議案第13号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、並びに議案第14号長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明させていただきます。こちらも新旧対照表を併せて御参照いただきたいと思います。両議案とも指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。なお、こちらの条例につきましては、人権に関する問題、感染症の発生はいたしておりません。なお、虐待につきましては、過去、発生した事案もございまして、今回は国の基準に基づきまして改正をいたすものでございますので、よろしく願いいたします。それでは改正の内容に移らせていただきます。改正の内容といたしましては、第3条の事業の一般原則におきまして、第3項に高齢者虐待防止に関する措置を講じる旨の条文を追加、第4項に情報収集、活用による適切な介護支援の提供についての条文を追加するものでございます。なお、附則につきましては、第1項におきまして本条例の施行期日を令和3年4月1日とし、第2項において条例第3条第3項の適用に係る経過措置を令和6年3月31日までとすることとしております。

以上が提案の内容でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

堤委員。

#### ○委員（堤理志委員）

前の議案の審議のところで、虐待とはどういうことかと質問をしましたら、暴言、暴力、身体的な云々ということで話があったんですが、今までの議案の中では、例えば、ケアプランを作るとか、要支援とか、比較的認知とまでは言わないような状況の場合は心配ないかなって感じがするんですが、介護度が上がってくるということは、要するに認知症も進行される方が対象になるケースが増えてくるんじゃないかなと思っております。そうすると、例えば入居されている方なんかは夜中に歩いて回って階段を踏み外してけがをしないか心配して、例えば体をベルトなどで固定するとか、車椅子に乗っておられる方についても、立ち上がって転んだりしないかということでベルトを装着するとかい

うようなことが今まであって、されてたと思うんですが、それが見方を変えれば虐待じゃないかということで、確かに虐待の面もあろうかと思うんですけども、そういったものを、やはり今後、無くしていかなければならないということかなっていう気はするんですが、一方で、その方の身を守るという意味でやられていることが、少しやり過ぎると暴力、虐待だということになるのかなと。そのところの整理が私の中でもうまくできないんですが、現場としては、やはり難しい面があるのかなという気がするんですが、その辺り、実際のところ担当課としては、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

御質問の内容がいわゆる身体拘束、それと虐待との判断といたしますか、そういったものがどうなっているのかということだと思っておりますけれども、それがきれいに、ここまでは身体拘束ですよ、ここまでしたら虐待には当たりませんよという、そういった事例があるかどうか、今、手元に資料がございませぬが、基本的には身体拘束をする場合は、家族の同意が必要になっておりますので、こういった状況でと家族にも十分な説明、そういった対処をするようになっておりますので、同意を得た上での身体拘束。これはもちろん本人の安全を確保するために行うものですということでの説明がなされるものと思っております。過剰な身体拘束といたしますか、そういったものについては、それによって、あまりきつく縛り過ぎたりとか、それでけがをしたとかなってくると、事実確認とかの判定ということで、我々町が入って確認することにはなるんですけども、それが虐待に当たるかどうかというのは、事実確認をした上で判断をすることになります。

○委員長（中村美穂委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

先程、身体拘束については家族の同意が必要ということで課長から説明がありました。が、現在、身体拘束というのは基本的に行わないという方向になっております。やはり認知症等で徘徊等ありますので、けががあった場合は、その都度、施設等から事故報告書が上がっている状況があります。

○委員長（中村美穂委員）

志田部長。

○健康保険部長（志田純子君）

今度の一部改正の概要の中で、「研修を実施する等」と書かれていると思うんです。この研修というのは、それぞれの施設のマンパワーの状態であったり、そういうのも関係してくるかと思うんですけども、研修を通して、その中で事例とかいろいろ出てくるかと思うんです。その中で職員がこういうものは虐待になるとか勉強していくことで、ある程度統一した考え方とかできるかと思っておりますので、やはりそういう研修の充実とい

うところで、今回の改正の方が入っていると考えております。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今回の議案が出るということで、少しネット上でどういう状況があるのかっていうのを見させてもらったんですけども、一つはそういった施設の一定規模がある所は、職員も一定いらっしゃって一人の方を二人で見るとかいうことができる所はあまり問題がないのかもしれないんですけど、小規模な事業所ほど人員不足で手が足りなくて、やむを得ずあんまり動かないような措置をとったりということがあるんじゃないかという気がして、条例改正があったとしても現場が果たして対応できるのかなっていう気がするんですが、今まで現場の方とそういう意見交換をされたことがあるのか。それと、今後、やっぱりうまくいかないケースというのは出てくるんじゃないかという気がするんですが、そういう意見交換をされる予定についてはいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

意見交換につきましては、これまでも運営推進会議ということで、入所施設によっては2か月に1回になるんですけど、いろんな御意見を伺う場を設けているところでございます。今回こういった改正もありまして、こちらも保険者として現場に入って、いろんな指導であったり、助言といった、現状をお伺いする実地指導という機会がございます。そういった機会を通じまして、いろんな御意見を収集してまいりたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

ほかにも在宅医療介護連携推進協議会というのがありまして、今年度はコロナでなかなか動くことはできなかったんですが、その中の作業部会で、他職種連携の会議や研修を行うという部会があります。そちらの部会の方で年に1、2度、医療の現場と介護の現場の本当に職員達が、生の声を発するような機会などを今まで設けてきております。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

関連してなんですけれども、長崎県が身体拘束ゼロ作戦推進会議というのをずっとしているみたいで、資料を見ますと最初の会議が平成13年から開始されているんですよ。ここからずっと身体拘束、いわゆる見方によっては虐待になろうかと思うんですが、これをなくそうということで、ずっとされているけれども、なかなか無くならない。今回、国の省令改正に伴って町もやるということだと思うんですが、やっぱりこれまでも

なかなか無くすっていうのが困難だった理由は、先程言った資料の中で、職員が少ないということと、もう一つは、もし事故が起こったときに家族の方々から損害賠償請求などをされる恐れがあるんじゃないか。本人の命や健康を守るために、致し方なくやっているんだというようなことが書かれてあるんですが、私もそういう身体を拘束したりとかいうことは避けないといけないという思いもある反面、現場としては虐待、拘束をしては駄目だよって言われても、非常に相反すると言うか、矛盾する面もあるんじゃないかなと思って、それが今回のこの改正とか、今のいろんな協議会などによって本当に改善できるのかなというのがちょっと分からないんですよね、その辺り、今回の条例改正でうまく機能するのかなどうか、ここはいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

委員がおっしゃられるとおり、今回、条例が改正されたので、今からのそれぞれの事業所のやり方が変わることになるかと思うんですけども、先程、参事が申し上げました、現場の声をたくさん聞くことで、いろんな現場の苦勞が分かってくるかと思しますので、いろんな情報収集に努めること。そして、それに対してどう対応していくかということ、今後、事業者とも情報交換をさせていただきながら対応してまいりたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

確認なんですけど、先程、私が申し上げました、例えばグループホームなどは、この条例が適用されるということで理解していいんですか。対象事業所。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

グループホームは議案第13号、14号、どちらも対象になってまいります。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

11号の議案以降、感染症の関係がずっと謳ってあったんですけど、こういう施設ではそういう規定が必要じゃないかなと思うんですけど、逆に抜けて無いんですね。だから、別にそういうあれが入っているのかなあとと思っているんですけども、それはどうですか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

今回、議案第13号と14号については、いわゆる地域密着型サービス関係の基準の

改正になるんですけれども、こちらに該当する事業所、この内容についても国の基準では11号、12号と同様の感染症対策とか、虐待防止とか、そういった改正もなされております。13号と14号については、国の改正どおりの内容で、町の規則の方で国の基準に準ずるという形で定めておりますので、町の条例上は出てこないんですけども、この施設のやることとしては11号、12号と同じように改正になっております。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

この条例の下に規則がありますよね。この規則で謳うという意味じゃないんですか。前段では規則で謳うのかなと思ったら、施設で何かするというような表現に変わったようでしたけども、条例では謳わんけれども規則で謳うんですよと。国の方は定めとるからそれでいいんですよという意味なんですか、どうなんでしょう。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

13号と14号については規則がありまして、その規則の中で「国の基準の定めるところによる」と定めております。国の基準は改正されていますので、その基準のとおり改正をされると理解をいただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今回の場合、ハラスメントとか、虐待とか、こういうのが全部、条例の中に入っているということは、かなりこれが多いから、こういうのが出てきたというふうに解釈すると、逆に言えばね。国の上位法と、あと県は長寿社会課の方で一応管理をしているわけでしょうけど、実質その虐待というのは、する方じゃなくて受ける方の告発がないと成立しないんですよ。だから、これは参考までだけど、現場の虐待があった場合は、施設側は隠すでしょうし、いろんな部分、何とかしようという気持ちがあるでしょうけど、被害者は、要はたくさんいるわけです。そのときの状況は、定期的な査察というか、そういうのは実質あっているんですか。何か対策をするたびに、行政が監視をして査察をするとか、抜き打ちでやるとか、そういうことは、現在はやってないんですか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

虐待に特化したと言いますか、あつてないかという定期的な査察のようなことは本町では行っておりません。ただ、高齢者虐待防止法という法律があるんですけど、それによりまして、事業所の従業員であつたり、虐待行為を見たとか、そういった疑いのある

行為を発見とか、話を聞いたものは、保険者の町の方に通報するという義務の条文がございます。そういったことで、そういった指導を、虐待行為を見た場合は通報をしてくださいよとか、そういったことの周知はしているんですけども、先程の運営推進会議とか、そういったもろもろでさせていただいているんですが、ただ、こちらから積極的に向いてというのは、やっていない状況でございます。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今度のは全部、事業者向けの指導ということなんですけど、事業所それぞれに指針が出ていると思うんですね。要は今までの行動の中でこういう問題があったとか、事件があったというのは、ほとんど事業所は出さないと、はっきり言って。出せばペナルティーがあるわけだから。この辺は今回の条例に私の質疑はちょっとそぐわないんだけど、やはり、実質被害を受けられた方の感覚になって、何かの行動をしないと、いけないというふうに私は思っています。だから、今回は全部、コロナと虐待の分の改正ばかりで、全国的にこれが非常に多くなったから、要はこの法律を作らざるを得なくなったと、そう私は理解しているんです。そういう対策が町独自でできるというのは大変難しい問題だと思うんですけど、これは回答は要りませんが、そういう部分でも十分配慮できるような体制ができればいいなと思っています。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

このような施設での、人権擁護とか、虐待というのは、その施設の労働自体が低賃金、重労働というために、どうしても若い人がなかなか長続きしない、就労しても長続きしないというような現状があるのかなと思います。本町は施設に人員不足があったりするのかな、それとも、よく倒産などありますが、本町は今どのような状況なのでしょう。

○委員長（中村美穂委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

事業者は人員不足なんですけども、今のところ大きな問題は聞いておりません。また倒産についてなんですけど、そちらも今のところ、こういったコロナの状況下でとか、そういったことも今のところはあっておりません。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）



第3条第3項で、人権とか、虐待の防止の必要な体制の整備を行うというのが一つと、その従業者に対し研修を実施するという二つの面があるわけですね。問題は、事業者だけにもう任せっきりで、そのまま町から何も言わずに、何もしなければ、さっきちょっと出ていたように、「うちはこうこうしてありました」なんて、あまり出てこないだろうという感じはしますよね。問題は、どういう形で実態を把握していくのか、何かあったらどう指導していくかというのが問題、一番、対策が必要なことだろうと思っています。その辺りは別に、具体の面で町はこうしなさいとか、そういうものはセットになっていないんですか。これがなければ、もう条例化しただけに終わってしまう。実態は、先程、冒頭に過去発生の事例がありましたという課長の答弁があったんですよ。それがどういう形で処理されたのか、その後一切無いという理解をしているつもりなんですけどね。その辺りがやっぱり一番問題だと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

高齢者の虐待につきましては本町でも年に数件なんですけど、まず実績を申し上げます。令和元年度が事業所内での虐待が1件、30年度も1件、29年度も1件、認定をしております。その対応につきましては、高齢者虐待防止法と介護保険法に基づきまして、現地に出向いて従業員全員と、もちろん利用者、関係者に対して事実確認、聴き取りを行っております。ただ、これはあくまでも発生、通報があつてから動くものでございまして、今、委員御提案の、発生する前の隠していた場合とか、そういったものに対する対応については、確かなかなか把握するのが難しいのかなと思っております。なので、まずは発生させないことが大事なので、その周知徹底。あと、それに関する例えば研修を実施するとか、そういったものを考えていかないととは思っております。それと定期的な、先程申し上げました実地指導がありますので、こちらの方から出向いての情報交換とか、情報共有をさせていただきながら予防に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

せっかくの条例改正で、やっぱり背景には、こういうものが出てきているという実態から、法律っていうのは改正が出てくるわけです。そういうことから、規定だけしても、これはなかなか周知ができないという面があると思うんですよ。したがって、定期的に報告を求めるとか、現地に行つて指導するとか、把握をするとか、その辺りのシビアな部分の取り組みを是非お願いしたいと思います。これは要望しておきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。今、議案第13号、14号、ともに質疑を受けておりますが、質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、まず議案第13号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第14号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

#### ○委員長(中村美穂委員)

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

本日予定しておりました議案の審議については終了いたしましたので、本日はこれで閉会いたします。なお、明日は9時30分より委員会を開会いたしますので、よろしくお願いたします。お疲れさまでした。

(閉会 11時36分)